

スクールカウンセラー・スクールロイヤーについて

令和4年1月31日
文部科学省



文部科学省

スクールカウンセラーの役割

✓ 法令上の位置づけ

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

(中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用)

✓ 閣議決定等

第3期教育振興基本計画

- 2019年度までにスクールカウンセラーを全ての公立小中学校 (約27,500校) に配置
- それ以降は配置状況も踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。

✓ 国による配置支援

スクールカウンセラー活用事業 (令和3年度予算額: 5,278百万円)

補助割合 国 1/3 都道府県・政令市 2/3

基盤となる配置 全公立小中学校 (27,500校) に概ね週1回。

重点配置 虐待対策のための重点配置 1,200校
いじめ・不登校対策のための重点配置 1,000校

✓ 人材・資格

心理に関して専門的な知識・技術を有する者

(公認心理師、臨床心理士 等)

✓ 主な職務内容

- ① 児童生徒へのカウンセリング
- ② 教職員に対する助言・研修
- ③ 保護者に対する助言・援助
- ④ ストレスチェックや授業観察等の予防的対応
- ⑤ 事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア 等

✓ 配置人数

11,544人 (常勤1%、非常勤99%)

※自治体単費による措置数を含む

※準ずる者を含む

貧困対策のための重点配置 1,400校
スーパーバイザーの配置 90人 等

スクールカウンセラー等の効果的な活用について

(配置状況)

スクールカウンセラー(SC) :各公立小・中学校(27,500校)に週1回概ね4時間程度
スクールソーシャルワーカー(SSW):各公立中学校区(10,000中学校区)に週1回概ね3時間程度

(課題)

- ・配置時間が少なく、児童生徒等への対応や教員への助言等のための時間が十分に確保できない
- ・SC・SSWの活用に係る学校の理解が十分でなく、SC・SSWと学校間の連携・関係機関との連携での活用が不十分 等

(課題を踏まえたこれまでの取組)

○ 学校教育法施行規則上にSC・SSWを位置付け

○ ガイドラインの作成・周知

児童生徒に対して、関係機関と連携し、効果的で迅速な支援の実現に向け、各都道府県等の取組の参考となるよう、SC・SSWやスーパーバイザー(SV)の活用に係るガイドライン(試案)を作成・周知。

学校関係者、SSW・SC、要保護児童対策地域協議会や子ども若者支援地域協議会等の関係者が情報交換を行うなど、チーム学校として対応することについて周知。

○ 活用事例集の作成・周知

各自治体からSC・SSWの活用事例や要対協等の関係機関との連携事例等を収集し、活用事例集を毎年度作成・周知

○ 対応の質向上に向け、自治体における研修(教職員向け、SC・SSW向け)の実施やSVの活用の支援、教職員支援機構による各自治体向けの研修の実施

上記に加え、以下の取組を総合的に実施

○ いじめ・不登校等の未然防止も含めたSC・SSWの配置時間の拡充及び効果検証の促進

○ いじめ・不登校や虐待等の早期発見・早期対応のためのSC・SSW等を活用したスクリーニングの強化(チェックリスト等の周知)

○ 関係機関と連携したケース会議等の実施の促進(好事例の収集・周知) 等

スクールカウンセラー等によるオンラインカウンセリングについて

令和2年5月、コロナ禍において、児童生徒の心のケアや環境の改善に向け、スクールカウンセラー等によるオンラインカウンセリングを含む、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの役割等について、各都道府県教育委員会等に対して改めて周知。その際、オンラインカウンセリングにおける留意点についても併せて周知。

◆ 「児童生徒の心のケアや環境の改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進等について」(令和2年5月14日付事務連絡)－抜粋－

1. スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）による積極的な支援について

(1) ②相談等による支援 (略)

なお、ICT環境の整備が進むことに伴い、オンラインによる遠隔でのカウンセリング（ICT端末の画面上で両者の顔が見えるような形での対面相談）も手段の一つとして有効と考えられるところ、その実施に当たっては、一般社団法人日本臨床心理士会による「オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点」も参考とされたい。

※事務連絡別紙「オンラインによる遠隔でのカウンセリングにおける留意点（一般社団法人日本臨床心理士会）」において、

・学校側がまったく関与しないままに、SCとユーザー（子どもや保護者）がシステムを利用し、オンラインカウンセリングが継続することはSC活動を逸脱する行為であること

・適切な場所の確保（静穏な所で、周囲に人がいない等）、適切な面接時間など、ユーザーとルール作りが必要であること

・子どもが抱える課題の質や程度を考慮してオンラインカウンセリングを活用することが大切であること 等

SCによるオンラインカウンセリング実施における留意点等を周知

これらについて、引き続き、各都道府県教育委員会担当者等を対象とする文科省主催の説明会等を通じて、周知に努め、SC及びSSWによる支援の充実を図る。

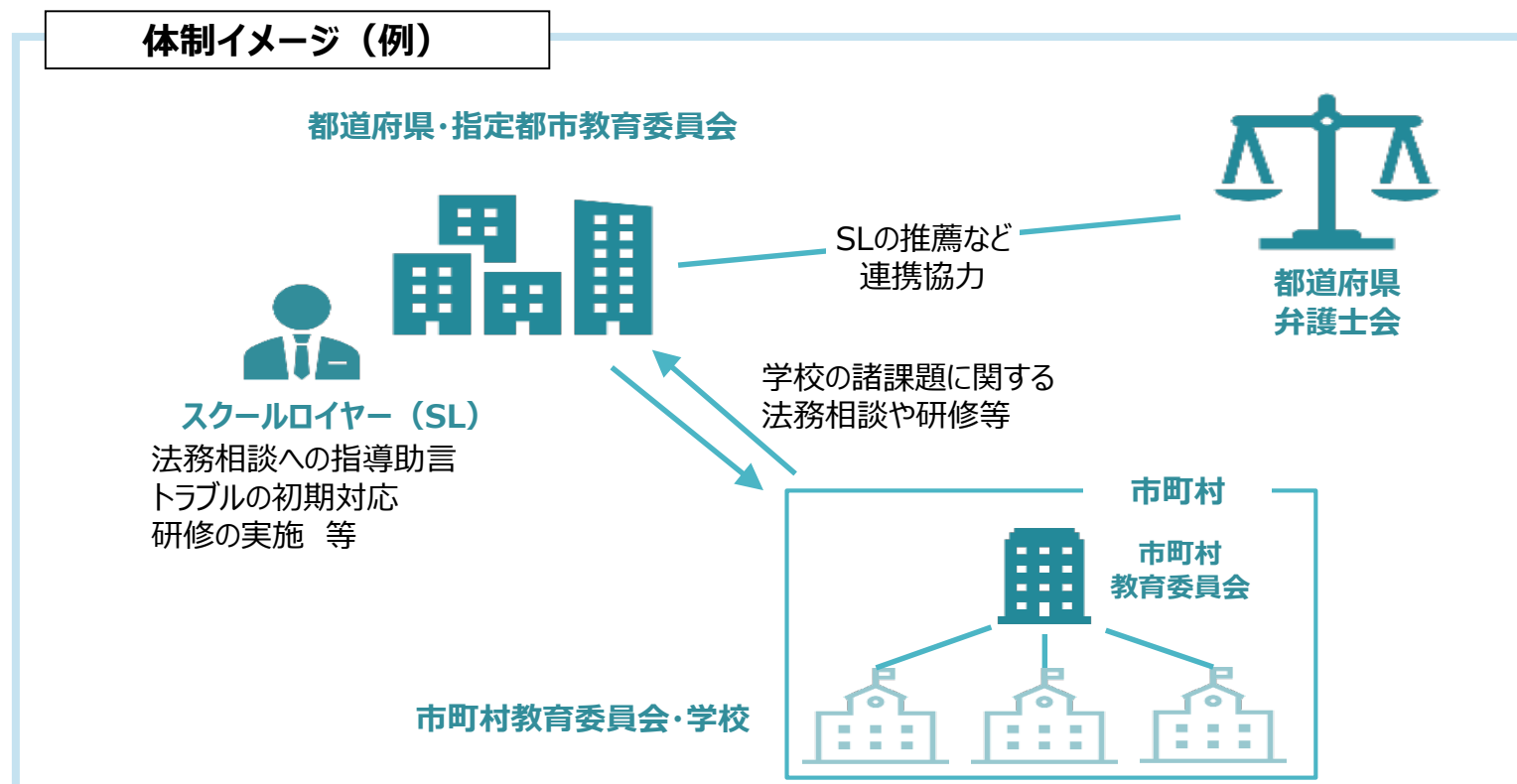
(上記のほか、いわゆるスクールロイヤーへの相談についてもオンラインで行うことが可能であり、あらためて手引きや説明会等で周知を行う予定。)

教育行政に係る法務相談体制の充実について①

【背景】

- 虐待やいじめのほか、学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、法務の専門家への相談を必要とする機会が増加
- **76%** の市町村教育委員会が、法的な専門知識を有する者が必要であると回答（H31.3文部科学省調べ）
- 都道府県・指定都市単位では、一般的に法務の専門家への相談体制が構築されている状況。

域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会を中心に法務の専門家への相談体制の整備を支援。



法務相談体制の充実に向けた支援措置等

① 法務相談経費の支援

- ・ 域内の学校や市町村をサポートする都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、**令和2年度より、普通交付税措置**を実施

(※) 標準的な規模の都道府県で130万円を積算。(指定都市についても都道府県に準じて措置)

② スクールロイヤール配置アドバイザーの設置

- ・ 日本弁護士連合会の協力の下、実際に学校現場での法務相談等の業務に携わっている弁護士を「**スクールロイヤール配置アドバイザー**」として**文部科学省に1名配置**。
- ・ **各自治体における法務相談体制の構築**や、**各都道府県弁護士会との連絡調整**などについて、アドバイスを実施。

③ 法務相談体制構築に向けた手引きの作成・説明会実施

- ・ 法務相談体制の構築に向けて検討する教育委員会を支援するため、令和2年12月に、「**教育行政に係る法務相談体制構築に向けた手引き**」を作成。また、令和3年1月に教育委員会を対象とした説明会を実施。
- ・ 今後、手引きの改定を予定しており、**教育の特性や学校の特徴等を踏まえて学校・教育委員会と弁護士とで共通理解を図っておくべき事項等について盛り込む**ことを予定。また、法務相談体制の構築の一層の推進に向けて、本年3月に**教育委員会・学校長を対象とした説明会**を予定。

④ 法務相談体制の整備状況に関する調査

- ・ 現在、自治体における教育行政に関与する弁護士の配置状況などの法務相談体制の整備状況について調査を実施しており、とりまとめの後、説明会等で周知を行う予定。